# 粗大ごみ減免に伴う回収の注意点について

1. 回収日は、＿＿＿月＿＿＿日(＿＿＿)です。
2. 指定した場所に回収日当日の朝8時30分までに出してください。
3. 別紙の「貼紙用紙」に回収日と氏名または申請番号を書き、お出しになるすべての粗大ごみに貼ってください。

| 座間市廃棄物の減量化・資源化及び適正処理等に関する条例第25条の粗大ごみ搬出者 | |
|---|---|
| 粗 大 ご み （証紙貼付省略） | |
| 回収日 | 月　日 |
| 申請番号または氏名 | |
| 担当 リユース推進課 046－252－7560 | |

余った貼紙用紙で新たに
粗大ごみを出すときは、
改めて減免申請が必要です。

4. 減免を受けられる粗大ごみは、1世帯につき年間5点までです。5点を超えた分の粗大ごみは、有料で回収します。(年間は4月1日～翌年3月31日)
5. 申し込まれた品物以外は、回収いたしません。申込後に品物を追加したいときは、リユース推進課にご連絡ください。
6. ファックスで減免申請するときは、申請用紙を送信した後、品物の内容と回収日の確認のため、リユース推進課までお電話ください。

**リユース推進課　　電　話　０４６（２５２）７５６０**

**ＦＡＸ　０４６（２５２）７６１６**

7. 初めて減免申請をする方は、障害者手帳等のコピーの提出が必要です。2回目以降は、住所、有効期限に変更がなければコピーの提出は不要です。
   ひとり親家庭の医療費助成を受けている方は、申請ごとに福祉医療証か児童扶養手当証書のコピーが必要です。
8. LINE 申請方法の詳細は、次の QR コードから確認してください。

【LINE 申請方法】
1　画面の指示に従い、品物と数量を入力します。
2　「氏名（ひらがな）をフルネームで教えてください。」というメッセージが出ますので、右のように**漢字で『減』と入力した後、「1 文字スペース」を空けて、氏名を入力**してください。
※入力後は、手帳等を撮影する画面に進みます。
※LINE 申請のときは、「粗大ごみ減免申請者用貼紙」でなく、A4 サイズ程度の紙に申請内容を記入し、品物に貼って出すこともできます（記載例は右を参照）。

粗大ごみ　げんめん

申請番号　１２３４５６

氏名　しやくしょ　たろう
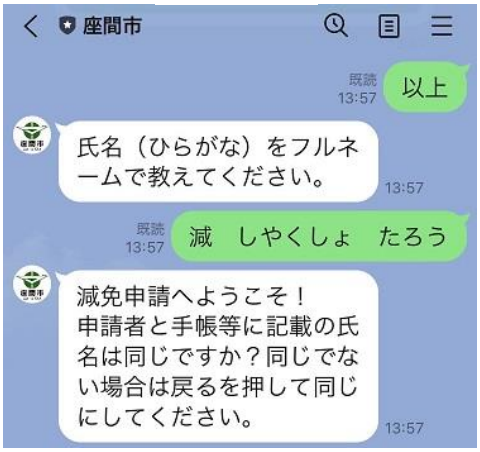
収集日　７月３日